



「マイナンバー取り扱い業務」
に係る事前確認公募

公 募 要 領

2021 年 3 月 15 日

独立行政法人 情報処理推進機構

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）では、現在、IPAで運用している「マイナンバー取扱業務」に関する契約について、下記の内容で事前確認公募を実施いたします。

事前確認公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、現在予定している者との契約手続に移行します。

なお、参加意思確認書等を受理した際は、契約予定者と当該応募者との間の競争手続に移行します。応募者は、参加意思確認書等を提出した場合、辞退することはできません。

記

1. 契約の概要

(1) 名称

「マイナンバー取り扱い業務」

(2) 契約期間

2021年4月1日（木）より2022年3月31日（木）

(3) 概要

IPAでは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」に基づき、IPA役職員及びIPAの要請により業務に従事する者（外部委嘱者）のマイナンバー（社会保障・税番号）を取り扱うにあたり、適切なコストで外部専門組織のリソースを活用することにより、現行のIPAの業務フロー、基幹システム（人事給与及び財務会計）等を変えることなく、安全性を確保した業務の遂行を実現する。具体的な業務の内容については、別紙「仕様書」参照のこと。

2. 応募要件

- (1) 応募者は、法人格を有していること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 令和1・2・3年度（平成31・32・33年度）競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。
- (5) ISMS認証基準 JIS Q 27001 : 2006（ISO/IEC27001 : 2005）又は JIS Q 27001 : 2014（ISO/IEC27001 : 2013）による ISMS 適合性評価制度に基づく認証取得事業者若しくは「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」に適合するプライバシーマーク使用許諾事業者のいずれかであること。なお、プライバシーマークが更新手続き中の場合も保有しているものとみなす。
- (6) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。
- (7) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (8) 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、誓約する者であること。
- (9) 守秘性に関する要件：本業務の履行に関して、秘匿性の高い情報を適切に管理できること。
- (10) 業務執行体制及びスキルに関する要件：別紙「仕様書」参照。

3. 手続き等

(1) 担当部署

応募（提出）先及び問い合わせ先

独立行政法人情報処理推進機構

総務部 人事グループ 担当：梶、永井

電話番号：03-5978-7501

E-mail: ga-jinji-kobo@ipa.go.jp

住所：〒113-6591 文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 16 階

※ 応募に関する問い合わせの受付は、E-mail のみとします。

※ 受付時間 10:00～17:00（12:30～13:30 は除く）月～金曜日（祝・休日を除く）

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

「1. 契約の概要」及び別紙「仕様書」に記載の業務の提供が可能であり、かつ「2. 応募要件」に記載の要件を満たし、業務への参加を希望する場合、参加意思確認書等（下記提出書類一式）を提出していただくこととなります。

なお、要件を満たしていない参加意思確認書等は受領できませんので、提出前にE-mailにて上記(1)担当部署に要件を満たしていることの確認を必ず行ってください。

期限：2021 年 3 月 26 日（金）17 時 00 分

場所：「3. 手続き等」(1)に同じ

方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）

【提出書類】

- ① 参加意思確認書（様式 1）
- ② 「1. 契約の概要」及び別紙「仕様書」に記載の業務の提供が可能であり、かつ「2. 応募要件」に記載の要件を満たすことが可能であることを証する書面（様式自由）
- ③ 令和 1・2・3 年度（平成 31・32・33 年度）競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し
- ④ ISMS 適合性評価制度に基づく認証取得事業者若しくはプライバシーマーク使用許諾事業者であることを証する書類の写し（プライバシーマークが更新手続き中の場合は、「旧プライバシーマーク登録証」の写しと「プライバシーマーク付与事業者 更新審査中証明書」の写し）
- ⑤ 委任状（必要な場合）
- ⑥ 会社概要（様式 2）

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 競争手続きに移行した場合、その旨後日通知する。
- (3) 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 契約に係る情報については、機構ウェブサイトにて機構会計規程等に基づき公表^(注)するものとする。
- (5) 契約条項については、（参考）契約書(案)を参照のこと。なお、契約条項については契約締結時に調整する場合がある。

(注) 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）

に基づく契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとします。所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

（１）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
 - ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- ※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

（２）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
 - ② 当機構との間の取引高
 - ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
- 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

（３）当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

（４）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

（５）実施時期

平成23年7月1日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成23年7月1日以降に契約を締結した随意契約について適用します。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(別記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、参加意思確認書の提出をもって誓約します。

令和 年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人情報処理推進機構
理事長 富田 達夫 殿

提出者 氏
住所
団体名
代表者役職氏名 印
担当者所属役職氏名
連絡先 メールアドレス
TEL
FAX

「マイナンバー取り扱い業務」に係る事前確認公募において、応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 会社概要

※会社概要について記載すること(パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること)
サイズ:A4 縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

2 応募要件

※応募要件を満たしている状況等について記載すること
サイズ:A4縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

会社概要 (1/2)

会 社 名					
代 表 者 氏 名		URL			
本 社 住 所	〒				
設 立 年 月	西暦	年	月	主 取 引 銀 行	
資 本 金	百万円		資 本 系 列		
従 業 員 数	人		加 盟 協 会		
会社の沿革：					
主要役員 (非常勤は役職の 前に○印を記す)	氏 名	年令	役職名	担当部門	学 歴 ・ 略 歴
		才			
		才			
		才			
		才			
		才			
		才			
主 要 株 主	株 主 名		持株数	構成比 (%)	貴社との関係
				%	
				%	
				%	
				%	
				%	
				%	
関 連 企 業			主要外注先又は仕入先		

会社概要 (2/2)

会社概要に関する担当者連絡先		所在地 〒			
		所属・氏名		TEL :	
				FAX :	
				E-mail :	
業 績	期 項目	前々期 (確定) / ~ /	前 期 (確定) / ~ /	今 期 (見込み) / ~ /	
	売上高	百万円	百万円	百万円	
	営業利益	百万円	百万円	百万円	
	経常利益	百万円	百万円	百万円	
	資本勘定	百万円	百万円	百万円	
	当期未処分利益	百万円	百万円	百万円	
	借入残高 (社債、割手含む)	百万円	百万円	百万円	
	定期預金残高	百万円	百万円	百万円	
主要取引先とその売上高	主要取引先		直近決算時点における売上高		
			百万円		
			百万円		
			百万円		
			百万円		
			百万円		
			百万円		
			百万円		
			百万円		
借入金、社債等の元本返済・利払いの遅延の有無		有・無	税金支払い遅滞の有無		有・無

「マイナンバー取り扱い業務」

事業内容（仕様書）

独立行政法人 情報処理推進機構

1. 件名

「マイナンバー取り扱い業務」

2. 背景・目的

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」に基づき、IPA 役職員及び IPA の要請により業務に従事する者（以下「外部委嘱者」という。）のマイナンバー（社会保障・税番号）を取り扱うにあたり、適切なコストで外部専門組織のリソースを活用することにより、現行の IPA の業務フロー、基幹システム（人事給与及び財務会計）等を変えることなく、安全性を確保した業務の遂行を実現する。

3. 概要

IPAにおいて、マイナンバーを利用する業務を円滑に遂行するにあたり、以下の基本方針に従うものとする。

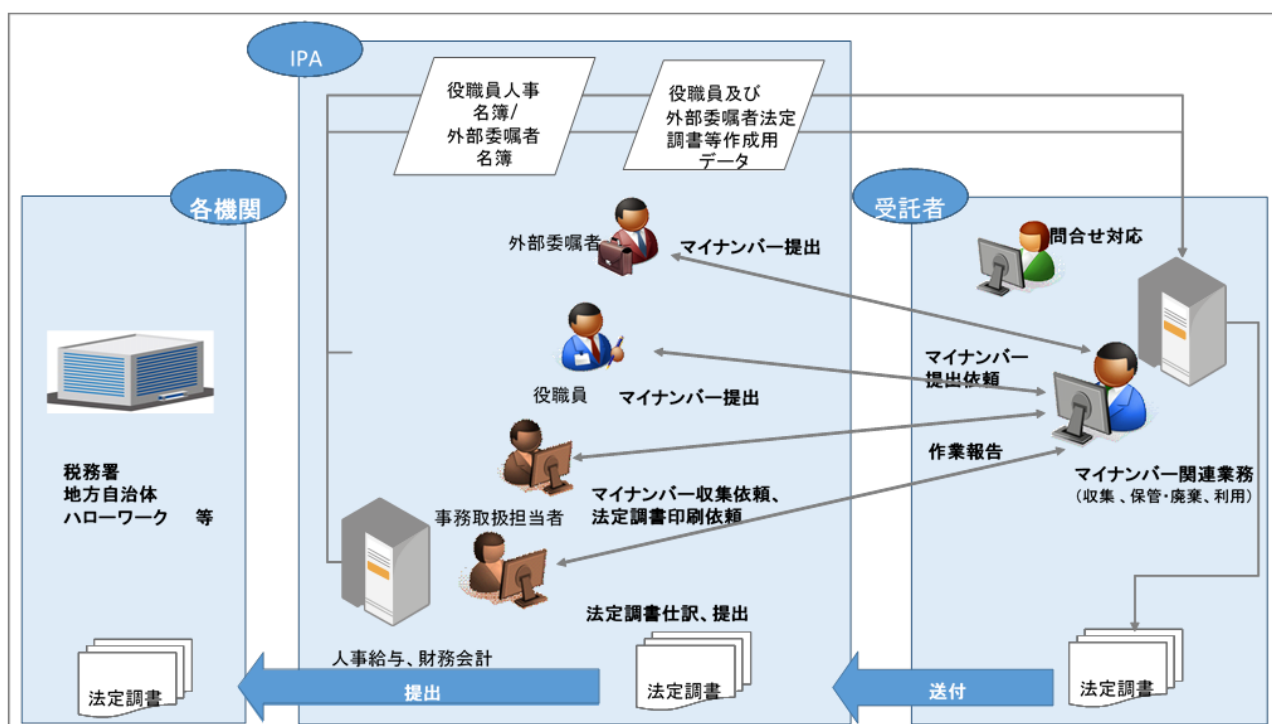
- 「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」（平成 26 年 12 月 18 日 個人情報保護委員会）、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 59 号）及び「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成 30 年度版）」等に従い、適切にマイナンバーを取り扱うものとする。
- マイナンバー取り扱い業務を行うビジネスプロセスアウトソーシングサービス（以下「BPO サービス」という。）を活用する。なお、業務の性質上、BPO サービスを利用した「5.1 収集業務」、「5.2 保管・廃棄業務」、「5.3 利用業務」については、従量制によるサービス利用とする。
- マイナンバー取り扱い業務で収集されるマイナンバー及び個人情報（以下「マイナンバー等」という。）については、原則として、収集形態（電子、紙媒体）にかかわらず、受託者の環境（但し日本国内に限る）において管理（保管・保存）する。
- 現行の業務フローや基幹業務システム（人事給与及び財務会計）等を変えることなく業務の遂行を実現できるものとする。

4. 業務範囲

4.1. 業務範囲

IPA におけるマイナンバーを利用する業務については、「図 1：業務概観図」のとおりであるが、本調達の業務範囲については、BPO サービス利用に向けたマイナンバーの「収集業務」、「保管・廃棄業務」、「利用業務」とする。

なお、マイナンバー利用業務のうち、法定調書等（＝IPA 役職員の給与所得の源泉徴収票及び給与支払報告書、外部委嘱者の給与所得の源泉徴収票及び給与支払報告書、外部委嘱者の報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書）手続き関連業務は受託者が行うが、雇用保険手続き関連業務については IPA で行うため、本調達の業務範囲外とする。



<図 1：業務概観図>

4.2. 取扱対象

本業務で取り扱うマイナンバー等の対象については、IPA 役職員（扶養親族を含む。）及び外部委嘱者（委員会委員、講師等）とし、契約期間内に各業務で取り扱う延べ人数（想定数）は以下のとおりとする。

- 収集業務
 - 500 名
- 保管・廃棄業務
 - 2,500 名
- 利用業務
 - 2,500 名

5. 業務要件

現行の業務フロー、基幹システム（人事給与及び財務会計）等を変えることなく、かつ、マイナンバー等の取り扱いに係る安全性を確保し、以下の業務を実現するものとする。

5.1. 収集業務

受託者は、IPA の事務取扱担当者からのマイナンバー収集依頼に基づき、以下の要件に留意し、収集対象者からマイナンバーを収集すること。

- 1) 収集対象者向けのマイナンバー提供依頼に係る文書は、IPA が提示するものを活用すること。
- 2) マイナンバー収集は IPA を介さず、受託者が直接収集すること。
- 3) マイナンバー収集方法は、第三者が、提出される情報に触れることのない仕組みを用いるものとし、複数の手段を用意することが望ましい。なお、情報システムを活用した収集を行う場合は、「7. セキュリティ要件」に定める要件を満たすこと。
また、受託者が収集方法に関する問い合わせへの対応も行うこと。
- 4) 外部委嘱者について、IPA からの依頼に基づき、月次等で収集すること。
- 5) 受託者は、マイナンバーの収集を適切に行うために、IPA と別途取り決める期限において未提出の対象者に対し、提出の督促を行うこと。また、収集依頼の履歴及び結果等は、IPA が随時確認できるようにすること。
- 6) 収集に必要な情報（氏名、住所等の項目）については、IPA から受託者へ提供するものとし、提供する情報の形態は CSV 形式データとする。なお、受託者は収集に必要な情報（氏名、住所等の項目）を IPA に伝えること。

5.2. 保管・廃棄業務

受託者は、収集したマイナンバーを保管または廃棄する場合には、以下の要件に留意し、対応すること。

- 1) 収集したマイナンバー等については、受託者が整備した環境に保管すること。
- 2) マイナンバー等を保管する際には、「7. セキュリティ要件」に定める要件を満たすこと。
- 3) 収集したマイナンバー等については、契約期間満了日まで適切に保管すること。
- 4) 契約期間満了時には、保管する全てのマイナンバー等を IPA に返却すること。なお、返却方法等の詳細については契約締結後 IPA と協議し取り決めるものとする。
- 5) 上記 4) の後、または、IPA から保管しているマイナンバー等の廃棄依頼があった場合には、対象となる全てのマイナンバー等を復元できない状態に削除すること。なお、確実に削除（廃棄）したことについての証明書を IPA に提出すること。

なお、上記の他に、受託者がマイナンバー収集時に受領したマイナンバーに関連するデータや書類を廃棄する場合は、事前に IPA に報告し、承認を得た後に廃棄業務を実施すること。

5.3. 利用業務

受託者は、下記①～③に示すマイナンバーを付与する法定調書等の作成・印刷等の利用業務について、以下の要件に留意し、対応すること。

なお、法定調書等の発行に係る業務スケジュールは「8. スケジュール」のとおりである。

- ① IPA 役職員の給与所得の源泉徴収票及び給与支払報告書
- ② 外部委嘱者の給与所得の源泉徴収票及び給与支払報告書
- ③ 外部委嘱者への報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

- 1) 上記①から③のマイナンバーを付記し印刷した法定調書等について、行政機関への提出期限（支払の確定した日の属する年の翌年1月31日）の7営業日前までに、以下のとおり送付（要必着）すること。なお、本人交付用の送付先に関する情報は、IPAから提供するものとする。
 - 行政機関提出用の送付先 ⇒ IPA
 - 本人交付用の送付先 ⇒ 本人

6. 運用要件

受託者は、以下の要件に留意し、IPAが円滑に業務遂行できるための適切な運用を行うこと。

- 1) 「5.2 保管・廃棄業務」で保管される全ての情報について、IPAが閲覧及びデータ利用が可能であること
- 2) 当該サービスに関するIPA及びマイナンバー収集対象者からの問合せ窓口を設置すること。
- 3) 「5.2 保管・廃棄業務」で保管されるマイナンバー等の閲覧及び当該サービスへの問い合わせ対応は、行政機関の休日に関する法律に定める休日を除く月曜日から金曜日までの10時00分から17時00分まで必須とすること。
- 4) 収集したマイナンバー等の電子データは適切にバックアップを行うこと。なお、災害等による電子データの損失を避けるため、バックアップ拠点は別途設置することが望ましい。
- 5) 当月分の作業実績を取りまとめた利用実績報告書を作成し、翌月10日（10日が休日の場合はその前営業日）までにIPAに提出すること。なお、報告形式等の詳細については契約締結後IPAと協議し取り決めるものとする。
 - マイナンバー等の収集、保管・廃棄、利用の実績値
 - マイナンバー等へのアクセス状況
 - その他（協議して取り決める事項）
- 6) 本業務の運用にあたり、IPAから要請があった場合に、受託者の資本関係・役員等の情報、受託事業の実施場所、受託事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報提供ができること。
- 7) 本業務に関するIPAからの定期または不定期の点検又は監査を受入れること。また、そのために必要な体制を整えておくこと。なお、点検又は監査により指摘が生じた場合には、その指摘事項についての対応を検討すること。
- 8) 本業務の運用にあたり、適切なセキュリティ対策を講じた専用端末を用意し、貸与すること。

7. セキュリティ要件

受託者は、マイナンバー等が漏えい、滅失又は毀損することなく適切な管理を行うために組織的・人的・物理的・技術的等の安全管理措置を講じることが必須となる。「特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）個人情報保護委員会」を参照し、必要な安全管理措置を講じること。なお、本業務の再委託先がある場合は、受託者の責任においてその組織における安全管理措置を徹底することが求められるものとする。

7.1. 組織的安全管理措置

特定個人情報等の適切な取扱いのために必要な以下の組織的安全管理措置を講じること。

- 組織体制の整備
- 規程等の整備
- 運用記録の整備
- 取扱い状況の確認手段の整備

- 情報漏えい等事案の対応体制の整備
- 取り扱い状況の把握及び安全管理措置の評価・見直し

7.2. 人的安全管理措置

特定個人情報等の適切な取り扱いのために必要な以下の人的安全管理措置を講じること。

- 事務取扱担当者の監督
- 事務取扱担当者の教育

7.3. 物理的安全管理措置

特定個人情報等の適切な取り扱いのために必要な以下の物理的安全管理措置を講じること。

- 特定個人情報等を取り扱う区域の管理
- 機器及び電子媒体等の盗難等の防止
- 電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止
- マイナンバーの削除、機器及び電子媒体等の廃棄

7.4. 技術的安全管理措置

特定個人情報等の適切な取り扱いのために必要な以下の技術的安全管理措置を講じること。

- アクセス制御
- アクセス者の識別と認証
- 外部からの不正アクセス等の防止
- 情報漏えい等の防止

7.5. 情報管理体制

1. 情報管理体制

① 受託者は本業務で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、委託者に対し「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面」（情報管理体制図）及び「情報取扱者名簿」（氏名、個人住所、生年月日、所属部署、役職等が記載されたもの）を契約前に提出し、担当部門の同意を得ること。（住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当部門から求められた場合は速やかに提出すること。）

なお、情報取扱者名簿は、業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載すること。

（確保すべき履行体制）

契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した一切の情報が、IPA が保護を要しないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること

IPA が個別に承認した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること

② 本事業で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしてはならないものとする。ただし、担当部門の承認を得た場合は、この限りではない。

③ ①の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予め担当部門へ届出を行い、同意を得なければならない。

2. 業務従事者の経歴

業務従事者の経歴（氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績その他の経歴、専門的知識

その他の知見、母語及び外国語能力、国籍等がわかる資料）を提出すること。

※経歴提出のない業務従事者の人件費は計上不可。

3. 履行完了後の情報の取扱い

IPA から提供した資料又は IPA が指定した資料の取扱い（返却・削除等）については、担当職員の指示に従うこと。業務日誌を始めとする経理処理に関する資料については適切に保管すること。

① 情報取扱者名簿

		(しめい) 氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート番号 及び国籍（※４）
情報管理責任者 （※１）	A						
情報取扱管理者 （※２）	B						
	C						
業務従事者 （※３）	D						
	E						
再委託先	F						

（※１）受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。

（※２）本委託業務の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本委託業務の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

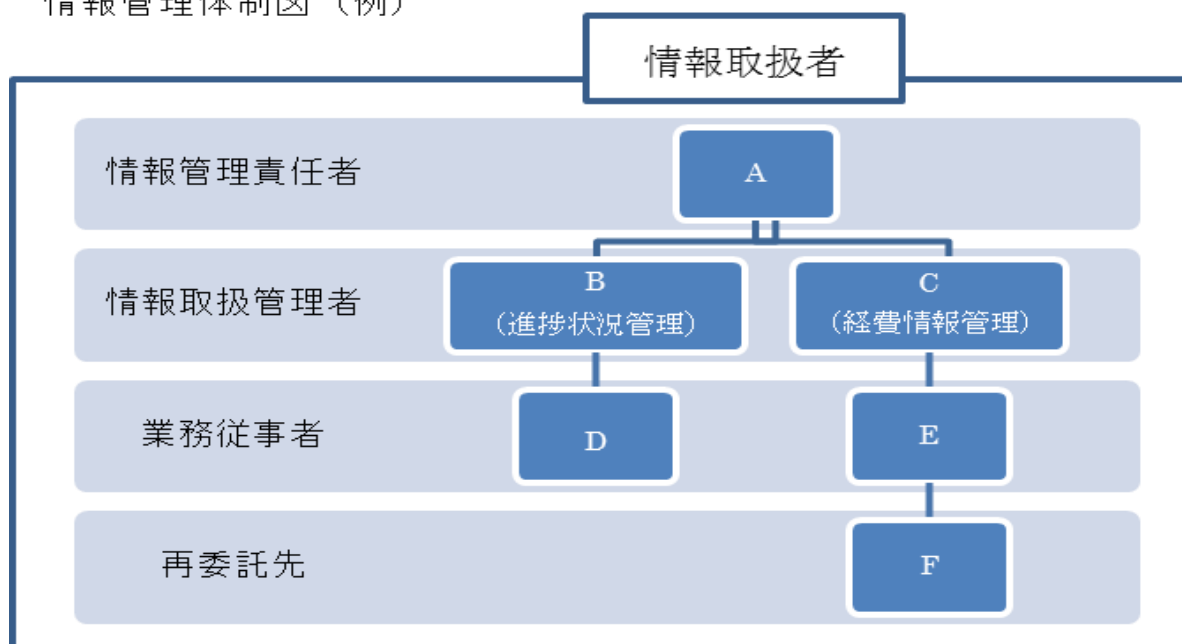
（※３）本委託業務の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。

（※４）日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。

（※５）個人住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当部門から求められた場合は速やかに提出すること。

② 情報管理体制図

情報管理体制図（例）



【情報管理体制図に記載すべき事項】

- ・ 本委託業務の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。（再委託先も含む。）
- ・ 委託業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。

7.6. その他

以下の事項について留意して対応すること。

- ・ 本業務で取り扱う情報の保管・保存場所は、日本国内とすること。
- ・ 本業務で取り扱う情報の保管・保存場所は、「データセンターファシリティスタンダード」（JDCC FS-001）ティア3相当以上（但し、基準項目は必須）の施設であること。また、ティア4相当又は「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」（FISC 安全対策基準）に適合していることが望ましい。
- ・ 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成30年度版）」を参照し、適切なセキュリティ対策を講ずること。

8. スケジュール

本業務を実施する上で想定されるスケジュールは、以下のとおりである。

時期	内容
2021 年 4 月～	マイナンバー収集・保管業務開始
2022 年 1 月	法定調書等の印刷 IPA 及び本人へ送付
2022 年 1 月末	IPA が法定調書等を各機関へ提出
2022 年 3 月末	契約期限

9. 納入関連

9.1. 納入物件

(収集業務、保管・廃棄業務、利用業務)

利用実績報告書 電子データ 1 式

報告期限：毎月 10 日（※前月末日までの実績分）

但し、契約最終月のみ末日（※当月末日までの実績分）

9.2. 納入場所

〒113-6591

東京都文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 16 階

独立行政法人情報処理推進機構 財務部経理グループ又は総務部人事グループ

10. 留意事項

本仕様書に定めた事項は、調達時点で想定される範囲で記述したものである。今後、各作業等に変更が生じた場合は当機構と協議の上、柔軟に対応すること。

以上

契 約 書 (案)

独立行政法人情報処理推進機構（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは次の条項により「マイナンバー取り扱い業務」に関する業務委託契約を締結する。

(契約の目的)

- 第1条 甲は、別紙仕様書記載の「背景・目的」を実現するために、同仕様書記載の「マイナンバー取り扱い業務」（以下、「委託業務」という。）の完遂を乙に注文し、乙は本契約に従って誠実に委託業務を完遂することを受託する。
- 2 乙は、本契約においては、委託業務またはその履行途中までの成果が可分であるか否かに拘わらず、委託業務が完遂されることによってのみ、甲が利益を受け、また甲の契約の目的が達成されることを、確認し了解する。

(再請負の制限)

- 第2条 乙は、委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- 2 乙は、委託業務の一部を第三者（以下「再委託先」という。）に委託しようとするときは、事前に再委託先、再委託の対価、再委託作業内容その他甲所定の事項を、書面により甲に届け出なければならない。
- 3 前項に基づき、乙が委託業務の一部を再委託先に委託させた場合においても、甲は、再委託先の行為を全て乙の行為とみなし、乙に対し本契約上の責任を問うことができる。

(責任者の選任)

- 第3条 乙は、委託業務を実施するにあたって、責任者（乙の正規従業員に限る。）を選任して甲に届け出る。
- 2 責任者は、委託業務の進捗状況を常に把握するとともに、各進捗状況について甲の随時の照会に応じるとともに定期的または必要に応じてこれを甲に報告するものとする。
- 3 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

(実施期間)

- 第4条 委託業務の実施期間は、2021年〇月〇日から2022年3月31日までとする。

(利用実績報告書)

- 第5条 乙は、収集業務、保管・廃棄業務、利用業務の作業実績について、別紙仕様書のとおり利用実績報告書を提出しなければならない。
- 2 甲は、その提出を受けた日から10日以内に、当該報告書について検査を行うものとする。

(作業報告)

- 第6条 前条の利用実績の報告にかかわらず、甲は必要な事項について、乙に報告を求めることができる。
- 2 委託業務の履行にあたり、不測の事態が生じたときは、乙は直ちに甲に報告のうえ甲の指示に従うとともに、その原因の除去を含めた対応策を講じなければならない。

(契約金額)

第7条 甲が本契約の対価として乙に支払うべき税抜き契約金額は、以下のとおりとする。

項目	内容	単位	金額（税抜）	(参考) 予定数量
基本料金	サービス利用基本料	月額	〇円	〇か月
	専用端末利用基本料	月額	〇円	〇か月
収集業務	収集依頼費用（収集ツール発送）	1件当たりの単価	〇円	〇
	スマートフォンによる収集費用	1件当たりの単価	〇円	〇
	郵送による収集費用	1件当たりの単価	〇円	〇
保管・廃棄業務	保管費用	月額	〇円	〇か月
利用業務	法定調書の印刷依頼費用	1回当たりの単価	〇円	〇
	法定調書印刷費用			
	給与所得の源泉徴収票（個人宛）	1枚当たりの単価	〇円	〇
	給与所得の源泉徴収票（行政機関宛）	1枚当たりの単価	〇円	〇
	給与支払報告書（行政機関宛）	1枚当たりの単価	〇円	〇
	報酬等の支払調書（個人宛）	1枚当たりの単価	〇円	〇
	報酬等の支払調書（行政機関宛）	1枚当たりの単価	〇円	〇

- 前項の収集業務及び利用業務の実施時に発生する送付費用について、乙は証憑類を月次で取りまとめて甲に提出し、乙に支払うものとする。
- 消費税及び地方消費税は、月次の費用の合計金額に乗じて算出するものとする。なお、1円未満の端数は切り捨てるものとする。契約期間中に税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、その都度、改正以降における消費税及び地方消費税額は、変動後の比率により計算することとする。

(権利義務の譲渡)

第8条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(実地調査)

- 第9条 甲は、必要があると認めるとき（委託業務完了後を含む。）は、乙に対し、自ら又はその指名する第三者をして、委託業務の実施状況等について、報告又は資料を求め、若しくは事業所に臨んで実地にて調査を行うことができる。
- 前項において、甲は乙に意見を述べ、補足資料の提出を求めることができる。

(委託料金の支払及び遅延利息)

- 第10条 甲は、第5条による利用実績報告書の検査終了後、乙から適法な支払請求書を受領した日の属する月の翌月末日までに支払う。なお、支払いに要する費用は甲の負担とする。
- 甲が前項の期日までに対価を支払わない場合は、その遅延期間における当該未払金額に対して、財務大臣が決定する率（政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年12月12日大蔵省告示第991号））

によって、遅延利息を支払うものとする。

- 3 乙は、委託業務の履行途中までの成果に対しては、事由の如何を問わず、何らの支払いもなされないことを確認し了解する。

(遅延損害金)

- 第 11 条 天災地変その他乙の責に帰することができない事由による場合を除き、乙が納入期限までに納入物件の納入が終わらないときは、甲は遅延損害金として、延滞日数 1 日につき契約金額の 1,000 分の 1 に相当する額を徴収することができる。
- 2 前項の規定は、納入遅延となった後に本契約が解除された場合であっても、解除の日までの日数に対して適用するものとする。

(契約の変更)

- 第 12 条 甲及び乙は、本契約の締結後、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、甲乙合意のうえ本契約を変更することができる。
- 一 仕様書その他契約条件の変更（乙に帰責事由ある場合を除く。）。
 - 二 天災地変、著しい経済情勢の変動、不可抗力その他やむを得ない事由に基づく諸条件の変更。
 - 三 税法その他法令の制定又は改廃。
 - 四 価格に影響のある技術変更提案の実施。
- 2 前項による本契約の変更は、納入物件、納期、契約金額その他すべての契約内容の変更の有無・内容等についての合意の成立と同時に効力を生じる。なお、本契約の各条項のうち変更の合意がない部分は、本契約の規定内容が引き続き有効に適用される。

(契約の解除等)

- 第 13 条 甲は、第 9 条による場合の他、次の各号の一に該当するときは、催告の上、本契約の全部又は一部を解除することができる。但し、第 4 号乃至第 6 号の場合は催告を要しない。
- 一 乙が本契約条項に違反したとき。
 - 二 乙が天災地変その他不可抗力の原因によらないで、納入期限までに本契約の全部又は一部を履行しないか、又は納入期限までの納入が見込めないとき。
 - 三 乙が甲の指示に従わないとき、その職務執行を妨げたとき、又は談合その他不正な行為があったとき。
 - 四 乙が破産手続開始の決定を受け、その他法的整理手続が開始したこと、資産及び信用の状態が著しく低下したと認められること等により、契約の円滑な履行が困難と認められるとき。
 - 五 天災地変その他乙の責に帰することができない事由により、納入物件を納入する見込みがないと認められるとき。
 - 六 乙が、甲が正当な理由と認める理由により、本契約の解除を申し出たとき。
- 2 乙は、甲がその責に帰すべき事由により、本契約上の義務に違反した場合は、相当の期間を定めて、その履行を書面で催告し、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。
 - 3 乙の本契約違反の程度が著しく、または乙に重大な背信的言動があった場合、甲は第 1 項にかかわらず、催告せずに直ちに本契約を解除することができる。
 - 4 甲は、第 1 項第 1 号乃至第 4 号又は前項の規定により本契約を解除する場合は、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する金額（その金額に 100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）を乙に請求することができる。
 - 5 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項所定の違約金の額を超える場合において、甲がその超える部分について乙に対し次条に規定する損害賠償を請求することを妨げない。

(損害賠償)

第 14 条 乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲又は第三者に損害を与えたときは、その被った損害を賠償するものとする。ただし、乙の負う賠償額は、乙に故意又は重大な過失がある場合を除き、第 5 条所定の契約金額を超えないものとする。

2 第 11 条所定の遅延損害金の有無は、前項に基づく賠償額に影響を与えないものとする。

(違約金及び損害賠償金の遅延利息)

第 15 条 乙が、第 13 条第 4 項の違約金及び前条の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を支払わなければならない。

(秘密保持及び個人情報)

第 16 条 甲及び乙は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の秘密を他に漏洩せず、また本契約の履行に必要な範囲を超えて利用しない。ただし、甲が、法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。

2 乙は、情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面を甲に提出しなければならない。

3 乙は、委託業務完了又は契約解除等により、甲が提供又は指定した紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破碎、溶解及び焼却等の方法により情報を復元及び判読不可能な状態に消去又は廃棄し、返却又は廃棄等報告書を甲に提出しなければならない。ただし、甲が別段の指示したときは、乙はその指示に従うものとする。

4 乙は、委託業務の遂行において情報セキュリティの侵害その他の事故が発生し、又はそのおそれがある場合（乙の内部又は外部から指摘があったときを含む。）には、速やかに必要な措置を講ずるとともに、甲に報告しなければならない。また、甲の指示があったときには、その指示に従うものとする。

5 乙は、甲から情報セキュリティ対策の履行状況の確認を求められた場合には、速やかに状況等を報告しなければならない。また、甲は、必要があると認めるとき（委託業務完了後を含む。）は、乙における情報セキュリティ対策の実施状況を確認するための調査をすることができる。

6 乙は、委託業務の一部を再委託する場合には、再委託することにより生ずる脅威に対して本条に基づく情報セキュリティ対策が十分に確保される措置を講じなければならない。

7 個人情報に関する取扱いについては、別添「個人情報の取扱いに関する特則」のとおりとする。

8 本条は、本契約終了後も有効に存続する。

(協議)

第 17 条 本契約の解釈又は本契約に定めのない事項について生じた疑義については、甲乙協議し、誠意をもって解決する。

(その他)

第 18 条 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を唯一の合意管轄裁判所とする。

特記事項

(談合等の不正行為による契約の解除)

第1条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- 一 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
 - イ 独占禁止法第49条に規定する排除措置命令が確定したとき
 - ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
 - ハ 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- 二 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき
- 三 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第2条 乙は、前条第1号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- 一 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- 二 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- 三 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否にかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(暴力団関与の属性要件に基づく契約解除)

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与してい

る者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(再請負契約等に関する契約解除)

第5条 乙は、本契約に関する再請負先等(再請負先(下請が数次にわたるときは、すべての再請負先を含む。)並びに自己、再請負先が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。))が解除対象者(前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該再請負先等との契約を解除し、又は再請負先等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負先等との契約を解除せず、若しくは再請負先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金(損害賠償額の予定)として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は再請負先等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ 1 通を保有する。

20〇年〇月〇日

甲 東京都文京区本駒込二丁目 28 番 8 号
独立行政法人情報処理推進機構
理事長 富田 達夫

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇号
株式会社〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

個人情報の取扱いに関する特則

(定義)

第1条 本特則において、「個人情報」とは、業務に関する情報のうち、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号又は画像もしくは音声により当該個人を識別することのできるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいい、秘密であるか否かを問わない。以下各条において、「当該個人」を「情報主体」という。

(責任者の選任)

第2条 乙は、個人情報を取扱う場合において、個人情報の責任者を選任して甲に届け出る。

2 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

(個人情報の収集)

第3条 乙は、業務遂行のため自ら個人情報を収集するときは、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令に従い、適切且つ公正な手段により収集するものとする。

(開示・提供の禁止)

第4条 乙は、個人情報の開示・提供の防止に必要な措置を講じるとともに、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者（情報主体を含む）に開示又は提供してはならない。ただし、法令又は強制力ある官署の命令に従う場合を除く。

2 乙は、業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。

3 乙は、業務に従事する従業員のうち個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中及びその退職後においても個人情報を他人に開示・提供しない旨の誓約書を提出させるとともに、随時の研修・注意喚起等を実施してこれを厳正に遵守させるものとする。

(目的外使用の禁止)

第5条 乙は、個人情報を業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

(複写等の制限)

第6条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。

(個人情報の管理)

第7条 乙は、個人情報を取り扱うにあたり、本特則第4条所定の防止措置に加えて、個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。

2 乙は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。これを変更した場合も同様とする。

3 甲は、乙に事前に通知の上乙の事業所に立入り、乙における個人情報の管理状況を調査することができる。

4 前三項に関して甲が別途に管理方法を指示するときは、乙は、これに従わなければならない。

5 乙は、業務に関して保管する個人情報（甲から預託を受け、或いは乙自ら収集したものを含む）について甲から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、或いは業務への利用の停止を求められた場合、直ちに且つ無償で、これに従わなければならない。

(返還等)

第 8 条 乙は、甲から要請があったとき、又は業務が終了（本契約解除の場合を含む）したときは、個人情報に含まれるすべての物件（これを複写、複製したものを含む。）を直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、乙のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。ただし、甲から別途に指示があるときは、これに従うものとする。

2 乙は、甲の指示により個人情報に含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

(記録)

第 9 条 乙は、個人情報の受領、管理、使用、訂正、追加、削除、開示、提供、複製、返還、消去及び廃棄についての記録を作成し、甲から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。

2 乙は、前項の記録を業務の終了後 5 年間保存しなければならない。

(再請負)

第 10 条 乙が甲の承諾を得て業務を第三者に再請負する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たす再請負先を選定するとともに、当該再請負先との間で個人情報保護の観点から見て本特則と同等以上の内容の契約を締結しなければならない。この場合、乙は、甲から要求を受けたときは、当該契約書面の写しを甲に提出しなければならない。

2 前項の場合といえども、再請負先の行為を乙の行為とみなし、乙は、本特則に基づき乙が負担する義務を免れない。

(事故)

第 11 条 乙において個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は、ただちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って、当該事故の拡大防止や収拾・解決のために直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後ただちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。

2 前項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合において、甲が情報主体又は甲の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は、乙に対し、その解決のために要した費用（弁護士費用を含むがこれに限定されない）を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

3 第 1 項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合は、本契約が解除される場合を除き、乙は、前二項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、甲の別途の指示に従うものとする。

以上